

## 児童手当の現況届の受付を行います。

6月は児童手当の現況届を提出していただく月です。現況届が提出されないと支給停止となりますので、必ず提出してください。

### ■受付日・受付場所

菊水地区 6月10日(月)・11日(火) 本庁1階会議室  
三加和地区 6月12日(水)・13日(木) 総合支所福祉課窓口

### ■受付時間

午前8時30分～午後7時

### ■持参品

- ・印鑑
- ・保護者と児童の保険証

※平成25年1月1日に和木町に住所がない方は、平成25年度課税証明書

※児童と別居している方は、児童の世帯の住民票謄本

### ■対象者

中学3年生までの児童を養育している方(公務員の方を除く)

※日程、時間等の都合が悪い方は、ご相談ください。

※5月中に、転入された方や第1子の出生などで認定請求書を提出された方は、現況届を提出する必要はありません。



問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724  
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線761)

## 定期予防接種のお知らせ

平成25年4月1日から予防接種法に基づく「定期予防接種」に追加・変更がありました！接種対象年齢にあるお子様は、予防接種の過誤がないように他の予防接種との接種間隔を十分把握した上で接種されるようお願いします。

### <追加>定期予防接種になりました！

#### ■子宮頸がん予防ワクチン

接種対象者が、小6～高1相当年齢の女子となります。(ただし、標準的な接種年齢は中学1年生です)

#### ■ヒブワクチン

2ヶ月児から4歳の乳幼児(接種する月齢によって接種回数異なります)

#### ■小児用肺炎球菌ワクチン

2ヶ月児から4歳の乳幼児(接種する月齢によって接種回数異なります)



### <変更>BCGの接種間隔が変わりました！

■BCG:生後1歳に至るまで(標準的な接種年齢は生後5ヶ月に達したときから生後8ヶ月に達するまでの期間)

※予防接種計画を医師と一緒に立てて接種しましょう。

※予診票が必要な方は、問い合わせ先までお越しください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

## 平成25年度 民間緑化活動支援事業を 活用してみませんか??

くまもと緑・景観協働機構では、住民団体ボランティアなどの行う緑化活動の推進を図るため、次の助成事業を実施しています。

### 緑化ボランティア支援事業

#### 【募集期限】

平成25年9月30日(月)

#### 【支援対象】

- ・国や公共団体が管理する公共用地に地域の住民ボランティアで新規に植栽し管理する事業

#### 【植栽助成対象内容】

- ・苗木(3m以下)購入費用
- ・花苗(多年草に限る)購入費用
- ・土、肥料等の資材購入費用
- ・維持管理に必要な用具購入費用
- ・運搬費及び送料

#### 【寄せ植え助成対象】

- ・苗木(1m以下)購入費用
- ・花苗(多年草に限る)購入費用
- ・土、肥料等の資材購入費用
- ・プランター購入費用
- ・維持管理に必要な用具購入費用
- ・運搬費及び送料

#### 【助成限度額】

- ・30万円(消費税込み)

### 花いっぱい運動支援事業

#### 【募集期間】

秋まき・秋植え…平成25年6月3日(月)～7月16日(火)

春まき・春植え…平成25年12月2日(月)

～平成26年1月15日(水)

#### 【支援対象】

道路、公園、公民館等の公共用地へ花の種子や球根、苗を植えるとともに、その管理を行っている地域のボランティア団体

#### 【交付数量】

- ・花の種子…一団体当たり10袋以上100袋以下
- ・花の球根…一団体当たり100球以上300球以下(50球単位)
- ・花の苗…一団体当たり50苗以上200苗以下(50苗単位)

問い合わせ・申し込み先  
本庁 経済課 観光係 ☎0968・86・5725

## みんなで取り組む耕作放棄地活用事業 (イエロープロジェクト)のご案内

県では、菜の花等景観作物の作付けを支援して、遊休農地(耕作放棄地、不作付地)を解消し、国・県道沿線、新幹線・在来鉄道沿線などを中心に美しい農村景観づくりを推進しています。

### 1.事業の内容

#### (1)景観作物による景観づくりに対する定額助成

**対象農地** 耕作放棄地、不作付地、裏作が未作付の農地

**交付額** ①対象農地が耕作放棄地の場合：10aにつき15,000円  
②対象農地が不作付地、裏作が未作付の農地の場合：10aにつき10,000円

#### 以下の景観形成に効果的な場所

- 実施場所** ①新幹線沿線(鉄道敷から500m以内)、新駅周辺(駅敷地から1km以内)  
②国・県道沿線(道路端から100m以内) ③在来鉄道沿線(鉄道敷から100m以内)  
④県景観条例に係る景観形成地域内 ⑤その他市町村長が特に必要と認める場所

**対象作物** 菜の花、ソバ、レンゲ等の景観作物(草花)

#### (2)景観形成と併せて対象作物を利用するための機械等導入に対する助成

**対象機械** 搾油及び精油用の機械、ナタネ等をつくるための農業機械アタッチメント及び選別調製機器等

**交付額** 導入経費の2分の1以内を助成

### 2.助成金の交付対象者

JA、NPO法人、農家組合、住民組織、その他任意組織(3戸以上)

問い合わせ先 本庁 経済課 農業振興係 ☎0968・86・5725  
総合支所 事業課 農業振興係 ☎0968・34・3111(内線726)